

## 令和6年度第6回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和6年9月11日（水） 開会9:30～

### 2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

### 3. 出欠の状況

#### (1) 出席農業委員 11名

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 俵口 和義 | 廣渡 秀雄 | 田中 誠二 |
| 野中 良雄 | 山田 和夫 | 木原 緑  |
| 花田 三枝 | 門司 雅門 | 桃川 公治 |
| 大村 武彦 | 神谷 義幸 |       |

#### (2) 欠席農業委員 1名

安部 慈人

#### (3) 出席農地利用最適化推進委員 1名

木原 幸信

### 4. 委員会に附した議案

議案第 14 号 農地法第5条の許可申請について  
議案第 15 号 農地の一時利用について  
議案第 16 号 農用地利用集積等促進計画案について  
議案第 17 号 農用地利用集積計画（所有権の移転）について

### 5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第6回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認手順について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は野間が1件、高倉が1件、上畑が2件で、野間が5条の転用申請、そのほかは町による一時利用です。以上です。

議長 はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

#### 【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、9番の大村委員、10番の神谷委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第14号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による転用申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のAの規定に基づき、意見を決定するため審議を求め。令和6年9月11日提出、岡垣町農業委員会会長依口和義。

2ページをご覧ください。今回1件の申請が出されています。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は野間四丁目389-1、地目は畑、面積は382㎡、区分は農振白地、権利の内容は賃借権の設定で、転用目的は自己用住宅です。位置図を3ページに載せています。場所は、役場の前の道を東側に向かい武内酒店の向かいあたりです。

位置図を3ページ、付近の航空写真を4ページに載せています。5ページをご覧ください。付近の見取り図と土地利用計画図を載せております。申請地に平屋建ての住宅が建築される計画となっております。こちら建築にあたり盛土が行われますが、隣接する水路・農地側はコンクリートブロックでの擁壁を行うとのことで、南側の畑側は申請者の所有地で自然流下するとのことです。また、給水と污水については、上水道と下水道に接続し、雨水については、西側の水路に放流・南の畑側は自然流下させる計画となっております。6ページに申請地の現況および計画地番、縦横断図、7ページに住宅の平面図と8ページに立面図を載せております。

それでは別紙でお配りしております、許可基準表をご覧ください。1. 立地基準については、都市計画法の用途地域内(第一種住居地域)の農地であるため、第3種農地となります。続

いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と住宅ローンの事前審査結果の写しから問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された被害防除計画と、水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第14号について、当該委員さん、何かご意見等ございましたら。

神谷委員 特にございません。

議長 他の委員さん、何かご質問・ご意見等ございましたら。よろしいでしょうか。ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員賛成ということで。それでは続きまして議案第15号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは9ページをご覧ください。議案第15号、農地の一時利用届について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求め。令和6年9月11日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。

9～11ページにかけて今回、町から3件、届出されています。番号を振っていますので1件目から説明していきます。対象地は2筆です。1筆目が高倉288、地目は畑、面積は1530㎡のうち141㎡、区分は農振白地。2筆目が高倉286-2、地目は畑、面積は170㎡のうち25㎡、区分は農振白地、所有者と耕作者はそれぞれ記載のとおりです。利用目的は隣接する河川の護岸改良工事に伴う仮設道路の敷設で、利用期間は令和6年10月1日から令和7年1月31日です。位置図を13ページに載せています。場所はいこいの里の前の通りで3年前に農地転用をし開発された住宅の裏手です。平面図を14ページに載せています。緑色で色塗りをしている箇所が一時利用の届出箇所となります。隣接する河川の護岸改良工事の際に、施工箇所への進入路が無い場合、正面道路突き当りのガードレールを一度撤去後、進入箇所から裏田川の護岸の手前まで鉄板を設置し通行するとのことです。そこから護岸へは盛土を行い通行する予定です。工事完了後は、シート・鉄板・盛土に利用した真砂土は撤去します。同じページに断面図を載せています。最大1m盛土をする計画です。

続けて2件目の説明に入ります。10ページをご覧ください。対象地は5筆です。1筆目が上畑977、地目は田、面積は1611㎡の内189㎡、区分は農振農用地。2筆目は上畑978、地目は田、面積は986㎡の内333㎡、区分は農振農用地。3筆目は上畑974、地目は田、面積は2095㎡の内282㎡、区分は農振農用地。4筆目は上畑975、地目は田、面積は911㎡の内31.5㎡、区分は農振農用地。5筆目は上畑976、地目は田、面積は1620㎡の内162㎡、区分は農振農

用地。所有者と耕作者はそれぞれ記載のとおりです。利用目的は隣接の農業用水路の改良工事に伴う仮設道路の敷設で、利用期間は令和6年10月1日から令和7年1月31日です。位置図を14ページに載せています。場所は、上畑の集落の上のほう、位置図から見切れてしまっていますが、西側に山ノ口下溜池という溜池があります。その溜池から延びる水路に面した箇所となります。土地利用計画図及び断面図を15ページに載せています。申請地は赤く囲った箇所となります。工事箇所は赤く囲った箇所の隣接する水路で、この水路のU字溝の老朽化に伴う改良工事の際、町有地の用地の幅だけでは施工が困難なため、対象農地にシート養生のうえ仮設敷板を設置し工事用車両等の通行に利用する予定です。工事完了後に、仮設の敷板・シートは撤去する計画です。

続けて3件目の説明に入ります。

11ページをご覧ください。対象地は1筆で、所在は上畑451、地目は田、面積は458㎡の内52㎡、区分は農振農用地。所有者と耕作者は記載のとおりです。利用目的は隣接の農業用水路の改良工事に伴う仮設道路の敷設で、利用期間は令和6年11月1日から令和7年2月28日です。位置図を16ページに載せています。場所は、赤鳥居から上畑の集落に入り、バイパスの下を通過して少し進んだ右手になります。利用計画図と断面図を17ページに載せています。工事箇所は赤いラインの入った箇所の水路で、この水路のU字溝の老朽化に伴う改良工事の際、一番西側の箇所のみ道に隣接していないため、2件目と同様、対象農地にシート養生のうえ仮設敷板を設置し工事用車両等の通行に利用する予定です。こちらも工事完了後に仮設の敷板・シートは撤去する計画です。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第15号-1について、何かご意見、ご質問等ありましたら。

廣渡委員 地目はどうなってるの。畑になってるけど、田じゃないのか。

事務局 地目が畑ではなく田ではないかということですね。確認しておきます。

議長 地目は畑で現況が水田になってるのかも。

事務局 念のため確認をしておきます。

議長 他に何かございましたら。ないようですので議案第15号-1についてご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きまして議案第15号-2について質問意見等ございましたら。よろしいでしょうか。それでは許可相当と思われる方挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で。それでは続きまして議案第15号-3につきまして、意見・質問等ございましたら。ないようでしたら、許可相当と思われる方挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成という事で。続きまして議案第16号、農用地利用集積等促進計画案について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは18ページをご覧ください。議案第16号、農用地利用集積等促進計画案について、公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求める。令和6年9月11日提出、岡垣町農業委員会会長、俵口和義。

こちらは、令和6年11月開始分の利用権について、土地の所有者と受け手へ中間管理機構を介して利用権の設定するものになります。対象地は全部で42筆、42,761㎡です。19～20ページに一覧を添付しています。7月度の総会の際にも11月開始分の利用権の設定について意見を頂きましたがそちらと同様に利用権の設定を行うものです。これまでと異なる箇所がありますので説明いたします。

これまで、「農用地利用集積計画」で土地の所有者と機構の間で中間管理権を設定した後に、「農用地利用配分計画」で機構から受け手への利用権の設定を行う、といった流れでした。令和5年4月の法改正によって、2つに分かれていた計画を一つにまとめて、「農用地利用集積等促進計画」とすることとなりました。7月度に審議いただいたものについては、JAを通じて農地利用円滑化事業で利用権の設定をしていたものの切り替えの案内の際、JAから2つの計画に分けて行う法改正以前の旧様式が先立って郵送されていたことによるものです。今後は全て新しい様式となって、1枚の計画で利用権の設定ができるようになります。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第16号について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きまして議案第17号、農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案21ページをご覧ください。議案第17号農用地利用集積計画（所有権の移転）の決定について。農地の所有権の移転に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、審議及び決定を求める。令和6年9月11日提出。岡垣町農業委員会会長、俵口和義。

こちらは機構の売買事業を活用したもので、7月に農地の所有者から機構への売渡の案件について審議していただきましたが、今回、機構から耕作者への売渡について申請があったものです。22ページをご覧ください。所有権の移転を受ける者は、記載のとおりで、申請地は23筆、地目と面積はそれぞれ記載のあるとおりです。位置図を24ページに載せています。一筆が大字的には黒山になりますが残り全て元松原の集落の農地となっています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第17号について、何かご意見、ご質問等ありましたら、ないようでしたらご承認いただける方挙手をお願いいたします。はい、全員ということで。それでは続きましてその他について、事務局お願いします。

事務局 その他について

【その他の事項】

その他

1. 今後の日程について

○福岡県農業会議北九州支部研修会

- ・日 時：10月11日（金）午後
- ・場 所：JA北九本店（北九州市八幡西区）
- ・参集範囲：農業委員、農地利用最適化推進委員

2. 次回の日程について

- ・日 時：10月11日（金）午前9時から
- ・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第6回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---